



島根県報

平成31年3月8日(金)

号外第18号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第152号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
県 道	甲田作木線	邑智郡邑南町上田962番1地先から同964番1地先まで	前	メートル 20.10～ 23.50	メートル 66.50	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	20.10～ 32.20	66.50			
"	窪田山口線	大田市山口町佐津目字田原870番1地先から同町山口字奥原769番地先まで	前	A	4.85～ 10.66	281.74	県央県土整備事務所大田事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 土地所有者へ返還
				B	7.94～ 30.10			
			後 B	7.94～ 29.05	266.20			

島根県告示第153号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	和江港大田市停車場線	大田市長久町長久イ239番7地先から同イ242番2地先まで	メートル 155.80	平成31年 3月11日	県央県土整備事務所大田事業所	